

# 「川崎市国民健康保険結核・精神医療付加金制度の廃止」 に対するパブリックコメントの結果

## 1 意見募集の内容

川崎市国民健康保険結核・精神医療付加金制度を廃止するにあたり、制度廃止及びこれに伴う激変緩和措置について、平成19年12月25日(火)から平成20年1月25日(金)までの間、市民意見を募集いたしました。

## 2 意見募集の概要

項目	内容
題名	川崎市国民健康保険結核・精神医療付加金制度の廃止
意見の募集期間	平成19年12月25日(火)~平成20年1月25日(金)
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、問合せ先へ持参
募集の周知方法	市ホームページ 紙資料の設置 (かわさき情報プラザ、各区役所(市政資料コーナー・保健福祉サービス課・保険年金課) 各市民館、市社会福祉協議会、各区福祉パル、その他関係機関)
結果の公表方法	市ホームページ 紙資料の設置 (かわさき情報プラザ、各区役所(市政資料コーナー・保健福祉サービス課・保険年金課) 各市民館、市社会福祉協議会、各区福祉パル、その他関係機関)

## 3 結果の概要

(1) 意見を提出した人数 63人  
(内訳)

提出方法	提出人数
電子メール	39人
電話	2人
FAX	21人
郵送	1人

(2) 意見数 86件

#### 4 提出していただいた意見及び意見に対する市の考え方

提出意見の内容	意見に対する市の考え方
<p>制度の継続が困難であるならば、廃止は賛成である。 (同主旨の意見が他に2件)</p>	<p>結核・精神医療付加金制度を廃止するとともに、精神医療付加金を受給している非課税世帯の方には、負担が急激に増加しないよう、3年間にわたり、一定の激変緩和措置を講じてまいります。</p>
<p>激変緩和措置の給付金の支給は反対である。</p>	
<p>利用者への広報を徹底して欲しい。</p>	<p>国保だよりや市政だより等により利用者に広報するとともに、関係機関や施設等に対しても周知を図り、利用者全員への案内を送付するなど、広報の徹底を図ってまいります。</p>
<p>精神疾患は長期服薬を要するケースが多く、服薬の中断は症状を悪化させるので、服薬の継続が大切であり、付加金の廃止は通院や服薬を控えることにつながりかねないので、反対である。 (同主旨の意見が他に49件)</p>	<p>平成15年から被用者保険の自己負担割合が3割に統一されたこと、被用者保険においては一部負担金の付加金制度が設けられていないこと、平成18年4月の障害者自立支援法施行により、自己負担割合が5%から10%に増加したにもかかわらず、精神医療制度のみ付加金を存続することは他の更生医療制度や育成医療制度との公平性に欠けること、更には、県内においては、平成19年10月の横須賀市の制度廃止により、本市のみが付加給付を実施していること等の観点から、制度の見直しを行うこととしたものですので、御理解いただきたいと存じます。</p>
<p>精神疾患に対する世の中の誤解や偏見が根強く、患者はできれば通院したがるが、向精神薬も飲みやすく、患者は好んで服薬を継続しているわけではないので、付加金の廃止は通院や服薬を控えることにつながりかねないので、反対である。 (同主旨の意見が他に3件)</p>	<p>なお、事業廃止時点における精神医療付加金を受給している非課税世帯の方に対し、3年間にわたり、一定の激変緩和措置を講じてまいります。</p>
<p>就労は困難、所得保障も乏しい中、本制度が見直された場合、医療中断につながりかねず、社会問題化も懸念されるので、反対である。 (同主旨の意見が他に11件)</p>	
<p>川崎市はモデル都市として、制度を維持してほしい。 (同主旨の意見が他に6件)</p>	
<p>現状をよく調査した上で見直しを行い、新たな対応を取って欲しい。 (同主旨の意見が他に5件)</p>	

<p>激変緩和措置の対象者や金額を拡大して欲しい。 (同主旨の意見が他に1件)</p>	<p>激変緩和措置につきましては、非課税世帯の方の負担が急激に増加しないよう、3年間にわたり、一定の激変緩和措置を講じるものでございますので、御理解いただきたいと存じます。</p>
---	--

## 5 まとめ及び今後の対応

本市といたしましては、平成15年から被用者保険の自己負担割合が3割に統一されたこと、被用者保険においては一部負担金の付加金制度が設けられていないこと、平成18年4月の障害者自立支援法施行により、自己負担割合が5%から10%に増加したにもかかわらず、精神医療制度のみ付加金を存続することは他の更生医療制度や育成医療制度との公平性に欠けること、更には、県内においては、平成19年10月の横須賀市の制度廃止により、本市のみが付加給付を実施していること等の観点から、制度の見直しを検討してまいりました。

この結果、結核医療付加金制度につきましては、5%と本人負担は少なく、また、対象者に変動が多いため、激変緩和措置を設けず、平成20年9月末日をもって廃止します。また、精神医療付加金制度につきましては、平成20年9月末日をもって制度を廃止することとしますが、負担が急激に増加しないよう、事業廃止時点における精神医療付加金を受給している非課税世帯の方を対象に、3年間にわたり、一定の激変緩和措置を講じてまいります。

## 6 その他

・平成19年10月から実施されたタウンミーティングにおいて、1件の市民意見がありました。

ご意見の内容は、「事業の見直しに反対」というものでした。

・平成19年10月から11月に実施された新実行計画素案及び新行財政改革プラン素案における市民意見において、3件の市民意見がありました。

ご意見の内容は、「事業を継続してほしい」「事業の見直しに反対」というものでした。

・平成20年1月に開催されました国民健康保険運営協議会におきまして、本制度の廃止と激変緩和措置の実施を諮問し、承認する旨の答申を受けました。

## 7 問合せ先

川崎市健康福祉局地域福祉部保険年金課

電話 044-200-2635

FAX 044-200-3929